

(2) 森林法施行令（抄）

[昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号]
最終改正[令和 4 年 9 月 22 日政令第 313 号]

(開発行為の規模)

第 2 条の 3 法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員 3 メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール
- 三 前 2 号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタール

[以下省略]

(都道府県森林審議会の部会)

第 7 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

[以下省略]